

JSCA構造設計賠償保険制度 Q&A

Q 1 : 既存の建築家賠償責任保険との補償に違いはあるか？

A 1 : 下図のとおり、J S C Aの構造設計賠償保険は

「構造設計に限定していること」

「構造基準未達の損害賠償を補償できること（滅失・損傷の発生を問わない）」

「設備設計の機能的不具合による損害賠償を補償しないこと」が主な特徴としてあげられます。

補償内容の主な比較（建築家賠償保険）

| 補償事項 | 団体名 | 団体 A | 団体 B | JSCA |
|-----------------|-----|------|---------|---------|
| 構造設計に起因しない滅失・損傷 | | ○ | ○ | × |
| 構造設計に起因する滅失・損傷 | | ○ | ○ | ○ |
| 設備設計に起因する機能的不具合 | | ○ | ○ | × |
| 構造基準未達に起因する損害賠償 | | × | △ (注 1) | ○ |
| 耐震診断等での第三者損害賠償 | | × | × | △ (注 2) |

(注 1) 構造基準未達の補償は任意オプションでの導入予定（2010/4/1 より）

(注 2) 耐震診断等に係わる建物調査における第三者への損害賠償は任意オプションでの加入

Q 2 : 「構造基準未達」とはどのような状態をいうのか？

A 2 : 建築基準法 20 条に規定する「1,2,3 号建築物」について、建築基準法 20 条に規定する「構造基準」を満たさない状態をいいます。

よって、主に以下の場合は補償対象外となります。

「4 号建築物（小規模な建築物）」

「建築基準法 20 条の構造基準規定は満たしているが、施主からの依頼で求められた基準を満たしていない場合」

「建築基準法 20 条の構造基準規定は満たしているが、都道府県の条例に規定された基準を満たしていない場合」

Q 3 : 地震によって判明した「構造設計ミス」は補償されるのか？

A 3 : 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じたものは補償の対象とはなりません。

Q 4 : J S C A 会員でなくてもこの保険に加入できるか？

A 4 : 以下のいずれかの条件を満たす一級建築士事務所が加入できます。（個人では加入できません）

- ・ J S C A正会員が代表権を持つ法人としての設計事務所
- ・ J S C A正会員が管理建築士である設計事務所
- ・ J S C A正会員が構造設計部門の責任者である設計事務所
- * 設計事務所全体でも支店単位（支店単位での「構造設計料および監理料」が把握できることが必要です）でもどちらでもご加入できます。
- * 実際に構造設計を実施した業務が補償対象となりますので、いわゆる「代願などの名義貸し」は補償対象とはなりません。

Q 5 : 保険料算出にあたって、「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」を申告するようになっていますが、決算資料などの根拠資料を添付・提出する必要がありますか？

A 5 : ご加入時には決算資料などの根拠資料を添付・提出いただく必要はありませんが、事故発生時には契約申し込み時に使用された「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」に関する根拠資料を提出いただく場合があります。

* 「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」はお申し込み時に把握が可能な決算数値（税込み）などをもとに自己申告いただきます。（日本国内に建築された建築物の「構造設計料および監理料」で協力事務所に発注した分も含みます。）

* お申し込み時において使用いただく「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」が実態と異なり低い場合、事故の際に保険金がお支払いできないことや削減されることがありますので、ご注意ください。

Q 6 : 事故が発生した場合、保険適用の有無とその範囲・金額などはどこで判断するのか？

A 6 : 引受保険会社で設置する「構造設計賠償保険審議会（構造設計者、弁護士、保険会社などで構成される）」で審議のうえ、公正かつ適正に決定します。

Q 7 : 事故が発生した場合、保険会社または J S C A で示談交渉してくれるのか？

A 7 : 本保険では、保険の対象となる方の代わりに示談交渉を行うことはできません。

事故が発生した場合は、引受保険会社に相談いただきながら、ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。

Q 8 : 被害者に支払った見舞金や、訴訟となった場合の弁護士費用は補償されるのか？

A 8 : 本保険では、「法律上の損害賠償金」だけでなく、引受保険会社の承認を得て支出したものに限り、訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬も補償対象となります。ただし、法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などは補償の対象とはなりません。

Q9：保険料水準は？

A9：免責金額100万円、損害てん補割合90%とした場合のおおよその保険料水準は以下のとおりです。年間設計料・補償限度額によって保険料は異なりますので、以下HPもしくはパンフレットにて保険料を試算してください。→「<http://jsca-kenbai.jp/>」

| 年間保険料水準 | | 補償限度額 | | |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | 1億円 | 3億円 | 5億円 |
| 構造設計料・ 監理料 | 5,000万円以下 | 約20万円 | 約30万円 | 約35万円 |
| | 1億円 | 約35万円 | 約48万円 | 約50万円 |
| | 3億円 | 約100万円 | 約140万円 | 約145万円 |

Q10：既存の他の建築家賠償保険に加入しているが、JSCA保険に切り替えた場合、補償は継続できるのか？

A10：既存の建築賠償保険に加入していた場合には、その補償内容に関する権利を本保険に継続することを可能とできる予定です。この際に加入者は「既存の保険の加入証明書」「引受保険会社指定の告知書」などが必要となりますが、付加的な費用は発生しません。（なお、告知いただく内容によっては、本保険に加入できない場合があります。また、告知いただいた内容が事実と異なる場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。）

ただし、構造基準未達補償部分は、今回新たに追加されるため、JSCA保険契約後から適用されます。すなわち、保険始期1年前にさかのぼって引き渡したもののから対象となります。

Q11：保険の加入はいつでも可能か？

A11：中途加入は毎月1日が保険始期となり、保険終期は2011年3月1日となります。

（2011年3月以降継続加入する場合は、毎年1年間の継続契約となります。）

加入申込と保険料払込は前月25日が締め切りとなります。

Q12：他の事務所が設計を実施した建物の法適合確認のみを行った場合について、滅失・損傷が生じ、損害の一部の賠償を求められた場合には保険の対象となるのか？

A12：他の事務所が設計を実施した建物の法適合確認のみの業務に関しては、対象となる建物で滅失・損傷が生じた場合に補償されます。法適合確認のみの業務の場合、滅失・損傷がなければ補償はできません。